

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

＜基本的な考え方＞

当社は、長期安定的な企業価値の向上を経営の最重要課題としています。その実現のためには、株主の皆様やお得意先をはじめ、取引先、地域社会、従業員等の各ステークホルダーと良好な関係を築き、お客様に満足していただける商品を提供することにより長期安定的な成長を遂げていくことが重要と考えています。この考え方は、経営理念に基づいており、さらに愛三グループ行動指針、2020年ビジョンなどにより公表、展開しています。

また、当社は、東京証券取引所が定めるコーポレート・ガバナンスコードに賛同し、下記の基本方針のもと、経営の効率性と公正性・透明性を維持・向上に努めます。

＜基本方針＞

(1) 株主の権利・平等性の確保

株主の権利を尊重し、株主の平等性を確保するとともに、適切な権利行使のための環境整備に努めます。

(2) 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

愛三グループ行動指針のもと、各ステークホルダー（お客様、仕入先、従業員、地域社会等）との信頼関係の維持・向上に努めます。

(3) 適切な情報開示と透明性の確保

法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報も主体的に発信し、透明性の確保に努めます。

(4) 取締役会の責務

透明・公正かつ機動的な意思決定を行うため、社外取締役の選任や執行役員制度の採用など、取締役会の役割・責務の適切な遂行に努めます。

(5) 株主との対話

株主の皆様とは、当社の長期安定的な成長の方向性を共有したうえで、建設的な対話に努めます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【原則1-2-4 議決権の電子行使および招集通知の英訳】

議決権の電子行使については各種手続き・費用等を総合的に勘案し、また招集通知の英訳は外国人株主比率の推移等を踏まえ、引き続き検討いたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

(1) 政策保有に関する方針

当社が行う自動車部品事業において、今後も成長を続けていくために生産・開発・販売等の過程において、様々な企業との協力関係が必要です。そのため、事業戦略、取引先との事業上の関係強化、さらには地域社会との関係維持などを総合的に勘案し、政策保有株式として保有します。

(2) 議決権行使基準

当該企業の価値向上につながるか、当社の企業価値を毀損させる可能性がないかを個別に精査したうえで、議案への賛否を判断します。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社が、当社取締役・執行役員と取引を行う場合には、取締役会規則に基づき、当該取引につき重要な事実を取締役会に上程し、決議をしています。

主要株主であるトヨタ自動車株式会社との取引については、他の一般取引と同様に市場価格を十分勘案し、希望価格を提示して交渉のうえ決定しています。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 経営理念、経営戦略、経営計画

経営理念のもと、2020年ビジョンおよび中期経営計画を策定し、当社ホームページ (<http://www.aisan-ind.co.jp/>) で開示しております。

(2) ガバナンスに関する考え方・基本方針

当報告書の1「基本的な考え方」をご参照ください。

(3) 取締役・監査役の報酬

当報告書の2「業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）」をご参照ください。

(4) 取締役・監査役の選任と指名

当報告書の2「業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）」をご参照ください。

(5) 個々の選任・指名についての説明

社外役員については、個々の選任理由を「株主総会招集ご通知」に記載しております。

取締役・監査役の選任・指名については、「株主総会招集ご通知」に個人別の経歴を示しています。

【原則4-1-1 経営陣に対する委託範囲の明確化】

取締役会規則を制定し、取締役会自身として判断・決定する事項を明確にするとともに、その他については、執行役員へ委任しています。執行役

員は、「常務会・経営会議規定」および「りんぎ規則」に定められた決裁権限に基づき、経営にあたっています。

[原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準]

社外取締役の候補者選定にあたり、会社法および東京証券取引所などの独立性に関する要件に加え、当社の経営に対し率直かつ建設的に助言し監督できる高い専門性と豊富な経験を重視しています。

[原則4-11-1 取締役会の構成等に関する考え方]

ものづくりの基本である「現地現物」を理解できる人材で、部門担当と機能担当のタテとヨコで業務を分担し、迅速かつ効率的な業務執行に努めるとともに、相互牽引による適正な業務執行できるようにバランスのとれた構成としています。また、取締役および執行役員の業務執行を監督する機能を強化するため、独立社外取締役を2名以上選任します。

[原則4-11-2 取締役・監査役の兼任状況]

当社は、毎年事業報告および株主総会参考書類にて各取締役・監査役の重要な兼職状況について開示しています。

[原則4-11-3 取締役会の実効性の評価]

社外取締役および社外監査役に対して、取締役会事務局が定期的に取締役会の実効性について意見・要望を聞き、必要に応じて改善を行っております。

[原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニング]

取締役・監査役就任者向けに、必要な知識習得と役割・責任の理解の機会として、社外研修の受講を行っています。さらに知識更新の機会として、執行役員を含めた役員間の検討会等を随時開催し、相互研鑽をはかっています。

[原則5-1 株主との建設的な対話]

株主・投資家に正確な情報を公平に提供しつつ建設的な対話を行い、長期的な信頼関係を構築します。

(1) IR体制

経営企画部担当役員を責任者に、経営企画部がIR活動を推進しています。また、開示資料の作成等にあたっては、経理・営業・技術など社内関連部署の協力を得ています。

(2) 対話の方法

証券アナリスト・機関投資家に対し、半期ごとの決算説明会を実施しています。個人投資家に対しては、会社説明会を適宜実施するほか、ホームページに、事業内容、経営方針、業績などを分かりやすく掲載しています。さらに、中期経営計画など経営戦略等に関する説明会を適宜実施しています。

(3) 社内へのフィードバック

株主・投資家との対話内容は、必要に応じて、経営企画部担当役員が役員会議体等にフィードバックします。

(4) インサイダー情報の管理

インサイダー情報に関する規定を制定し、管理しています。社内にインサイダー情報が発生した際には、管理台帳に関係者が署名し、インサイダー情報管理の徹底をはかっています。また、各四半期の決算日翌日から決算発表日までではサイレント期間とし、投資家等との対話・取材を制限しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
トヨタ自動車株式会社	18,107,958	28.77
株式会社デンソー	5,500,000	8.74
株式会社豊田自動織機	4,767,918	7.57
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3,710,600	5.89
株式会社三井住友銀行	1,580,230	2.51
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,519,600	2.41
愛三工業従業員持株会	1,303,268	2.07
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	992,530	1.57
RE FUND 107-CLIENT AC	800,000	1.27
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	761,650	1.21

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明	
――	

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
-------------	----------------

決算期	3 月
業種	輸送用機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
岩田 仁	他の会社の出身者								△			
柘植 里恵	公認会計士								△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岩田 仁	○	岩田仁氏は、当社と取引関係にある株式会社東海理化電機製作所の業務執行者でありましたが、2013年6月に、その地位から離れております。当社は同社と各種自動車部品の仕入れ等で少額の取引が存在しております。	自動車業界での豊富な経験・知識を当社の経営の意思決定に反映するため。 また、証券取引所が定める独立役員の資格を満たしており、経営監督機能の客観性・中立性を確保でき、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。
柘植 里恵	○	柘植里恵氏は、当社の会計監査人である監査法人トーマツ（現・有限責任監査法人トーマツ）に所属しておりましたが、1998年12月に同監査法人を退職しております。	公認会計士およびファイナンシャルプランナーとしての会計・財務の専門的な知識を当社の経営の意思決定に反映するため。 また、証券取引所が定める独立役員の資格を満たしており、経営監督機能の客観性・中立性を確保でき、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	あり
--------------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性	更新
-----------------------------	----

	委員会の名称	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	役員人事報酬委員会	3	0	3	0	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	役員人事報酬委員会	3	0	3	0	0	0	社内取締役

補足説明

-

[監査役関係]

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人から監査計画や監査の方法および結果について定期的に報告を受けています。
また、監査全般に関する事項について、適宜、意見交換を行っています。
監査役と経営企画部に設置している内部監査の担当部署との連絡会を定期的に開催し、内部監査の実施状況について意見交換を行っています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	1 名

会社との関係(1)	更新
-----------	----

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
平野 善得	公認会計士										△			
岸 宏尚	他の会社の出身者							○		○				
山中 章弘	他の会社の出身者							○		○				

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
 m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
平野 善得	○	平野善得氏は、当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツに所属しており、2007年3月期から2011年3月期まで当社の監査を担当し、2015年9月に同監査法人を退職しております。	公認会計士としての会計・財務の専門的な知識に基づいた助言をいただくため。 また、証券取引所が定める独立役員の資格を満たしており、経営監視機能の客観性・中立性を確保でき、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。
岸 宏尚		----	自動車業界での豊富な経験・知識を有しており、経営全般にわたり公正かつ客観的な提言・ご意見をいただけると判断しています。
山中 章弘		----	自動車業界での豊富な経験・知識を有しており、経営全般にわたり公正かつ客観的な提言・ご意見をいただけると判断しています。

[独立役員関係]

独立役員の人数	3 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲や士気を一層高め、経営体質の強化に貢献すると考えています。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、その他
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

その他は、執行役員であります。

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明

全取締役の総額は、有価証券報告書、事業報告等で開示しており、当社のホームページにも掲載しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当報告書IIの2「業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）」をご参照ください。

[社外取締役（社外監査役）のサポート体制]

取締役会開催に際し、社外取締役・社外監査役に対し、事前に資料配布しています。また、取締役会議題の重要案件については、取締役または常勤監査役から事前に説明を行っています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

株主総会、取締役会、監査役(会)、会計監査人などの法律上の機能に加え、執行役員制度の採用やさまざまな内部統制の仕組み整備により、経営の迅速化や、公正かつ透明性のある経営に努めております。

当社は取締役会、監査役会を設置しており、社外取締役2名、社外監査役3名を選任しております。

各取締役および執行役員は、部門担当と機能担当のタテとヨコで業務を分担し、連携による迅速かつ効率的な業務執行に努めるとともに、相互牽制による適正な業務執行に努めております。

監査役は、監査役会で定めた監査方針および実施計画に基づいて、監査活動を実施しております。

[役員報酬]

(1)方針

当社の役員報酬は、役員が継続的かつ中長期的な業績向上への意欲を高め、当社グループの企業価値を増大できるよう、各役員の役位、職責等に応じ、当社の業績、経営環境等を考慮のうえ、決定します。

a.月額報酬：

固定報酬であり、当社の経営環境等を考慮した適切な水準で、役員の職位に応じ、定期的に設定します。

b.賞与：

業績に連動するものであり、当期業績および役員の業績等を勘案し決定します。

c.ストックオプション：

業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的に実施しています。

(2)手続

株主総会によって決定された限度額内において、代表取締役で構成する「役員人事報酬委員会」の答申をもとに、取締役については取締役社長が決定し、監査役については監査役の協議により決定します。なお、取締役社長は、「役員人事報酬委員会」の答申内容に関して、社外取締役からも意見を聴取することとしています。

[役員人事]

(1)取締役候補、執行役員の選定

ものづくりの基本である現地現物を理解し、ビジョンの具現化に貢献できることを基本に、(a)経営判断能力、(b)改革マインド、(c)リーダーシップ、(d)課題解決能力、(e)人格、(f)健康などで、評価し、選定しています。

(2)社外取締役候補の選定

自動車業界または財務などの専門分野において、抱負な経験と高い見識を持ち、より公正な立場で当社のものづくりや経営体質強化に寄与いただける人を選定しています。

(3)監査役候補の選定

専門分野を中心とした幅広い経験・見識があり、業務執行状況の監査に加え、公正・中立的な立場で経営に対する意見・助言をいただける人を選定しています。

(4)手続

代表取締役で構成する「役員人事報酬委員会」の答申のもとに、取締役社長が決定し、株主総会・取締役会に上程します。なお、取締役社長は、「役員人事報酬委員会」の答申内容に関して、社外取締役からも意見を聴取することとしています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

役員体制については、ものづくりの基本である現地現物の精神に基づき企業価値の向上を果すことができる体制が重要だと考えています。

また、専門的かつ中立・公正の立場から取締役会を監督および監視いただくことをねらいとして、社外取締役2名および社外監査役3名をそれぞれ選任しております。

この体制により、経営の透明性向上、意思決定の迅速化に努めています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	「株主総会招集ご通知」を総会日15日以上前に発送するとともに、発送日に先立って当社ホームページに掲載しております。
集中日を回避した株主総会の設定	2004年以後は集中日以外で株主総会を開催しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家に対しては、会社説明会を適宜実施するほか、ホームページに、事業内容、経営方針、業績などを分かりやすく掲載しています。また、名古屋証券取引所および証券会社主催の各種IRイベントに参加しています。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	証券アナリスト・機関投資家に対し、半期ごとの決算説明会を実施しています。さらに、中期経営計画など経営戦略等に関する説明会を適宜実施しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページにIR専用ページを設け、決算短信、報告書、株主総会招集通知、決算説明会資料、中期経営計画など、投資家に有用と思われる情報の掲載を行っています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部経営企画室をIR窓口の担当部署とし、経理部など関連部署との連携によりIR活動を推進しています。	
その他	証券アナリストの取材への対応、投資家との個別面談など随時実施しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、株主、お得意先、従業員、取引先、地域社会などあらゆるステークホルダーに対し、期待以上の製品・サービスを提供していくことを、ビジョン「Carving the future for Customers 世界のお客様に感動を…」のなかで明記しています。また、このビジョンは当社のホームページに掲載し、公開しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、地球環境の豊かな自然を守り、未来の子供たちに伝えることが、人類の存続と企業の持続的発展の基礎であるとの認識のもと、環境保全が事業活動の最重要課題の一つであると位置づけています。具体的には、中期の目標と取組みについて「環境取組みプラン」を作成し、継続的な活動を推進しています。また、環境・社会報告書を毎年発行し、環境保全活動を中心に社会的責任を果たすための取組み状況を公開しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、上場企業として、経営の透明性向上をはかるため、株主、お得意先、社会に企業情報を適切かつタイムリーに開示提供することを「社員行動指針」に明記し、実践しています。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、自動車部品の製造、販売を主要な事業領域として、「企業の繁栄と豊かな環境作りで社会に貢献する」ことを経営理念として事業活動を行っています。

経営にあたっては、

- ・「人を大切にする」との考えのもと、業務執行を行う「人」の善意・意欲・自立的な判断を最大限引き出す仕組みを基本とする。
- ・「人」と「組織」による「業務執行プロセス」の中に、内部統制の仕組みを組み込んでおり、相互牽制や管理・監督ができるようにする。
- ・安全、品質等の機能ごとに「組織を横断する仕組み」を設置し、内部統制を補完する。
- ・執行役員制度の採用により、経営意思決定の迅速化と業務執行の効率化を図る。

という考えをもとにしています。

世界のお客様によい製品を提供し、健全で持続的な発展をするために、内部統制システムを整備・運用することが経営上の重要な課題であると考え、次のとおり「内部統制システムに関する基本方針」を決定し、業務の有効性、効率性及び適正性を確保し、企業価値の向上につなげていきます。

[取締役、執行役員及び使用人の法令遵守]

- (1) 経営理念、愛三グループ行動指針等により誠実性と倫理価値観を徹底
- (2) 常務会、経営会議、CSR委員会、機能会議など、全社横断的な会議体による意思決定、監視、相互牽制
- (3) 関係法令等の周知徹底による法令遵守の基盤整備および、啓蒙活動・階層別教育による愛三グループ行動指針の徹底
- (4) 倫理法令遵守に関する通報・相談窓口の設置
- (5) 財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムを構築し、その整備・運用状況を評価

[情報の保存及び管理]

- (1) 重要な会議の意思決定に関する情報、取締役の決裁に関する情報の保存及び管理に関する規則の制定・遵守

[損失の危険の管理]

- (1) 重大な影響を及ぼす安全・品質等のリスクを規程に基づき各担当部署が未然防止
- (2) 予算制度により資金を適切に管理
 - ・りんぎ制度による所定の審議、決裁基準に基づく決裁と執行
 - ・重要な資金の流れについては、取締役会への付議基準に基づき適切に付議
- (3) 不測の事態発生時の対応マニュアルの整備、訓練とリスク分散措置

[取締役の職務の効率性]

- (1) 取締役および執行役員が部門担当と機能担当のタテとヨコで業務を分担することによる相互牽制と連携
- (2) 方針管理による業務の推進及び四半期ごとの点検・改善

[企業集団における業務の適正性]

- (1) グループ全体で経営理念、ビジョン、行動指針、中期経営計画、年度方針を共有
- (2) 子会社からの報告・情報収集に関するルールと定期的または随時情報交換
- (3) 子会社の権限を明確化、重要案件を当社と子会社の間で事前協議
- (4) 本社による子会社のリスク管理に加え、子会社の体制整備を行い、子会社の業務の適正性及び効率性の確保を推進

[監査役を補助する使用人]

- (1) 監査役の求めにより業務補佐のための使用人を設置
- (2) 業務補佐のための使用人の人事、処遇は、監査役の同意を得て実施

[監査役への報告]

- (1) 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは直ちに監査役に報告
- (2) 定期的または随時、監査役に対し業務報告を実施
- (3) 報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行わないことを社内ルール化

[監査役の職務の執行について生ずる費用の処理]

- (1) 監査役からの申請に基づく適正な監査費用等の予算化
- (2) 監査役からの請求に基づく費用の負担

[監査役の実効性確保]

- (1) 監査役と取締役社長との定期的な会合
- (2) 監査役による重要な会議体への出席、重要な書類の閲覧、子会社の調査
- (3) 監査役が弁護士、公認会計士等との連携を図れる環境の整備
- (4) 監査役と子会社の取締役等との意思疎通、情報収集への協力

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「愛三グループ行動指針」に基づき、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一線を画し、組織として毅然とした態度で臨むとともに、一切の関係を持たないことを基本方針としています。

[対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況]

- (1) 反社会的勢力の対応統括部署を総務人事部とし、責任者を設置
- (2) 反社会的勢力による不当要求等は、対応統括部署に報告・相談

[外部専門機関との連携状況]

- (1) 警察や顧問弁護士などからの指導・助言
- (2) 警察などが主催する連絡会、関係団体への加入

[反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況]

- (1) 外部の専門機関と反社会的勢力に関する最新情報を共有
- (2) 社内への注意喚起等に活用

[対応マニュアルの整備状況]

「社員行動の手引き」に具体的行動例を示し、社内各部に周知

[研修活動の実施状況]

定期的に外部の講習会に参加し、その内容を関係部署へ展開

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

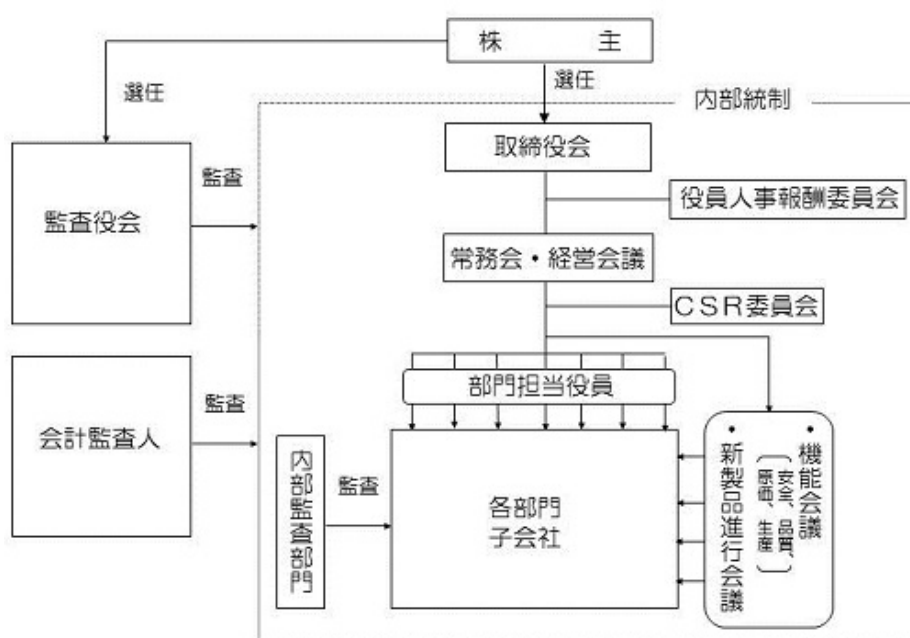
特段の買収防衛策を導入する予定はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

情報の適時開示に関し、当社は、経営ビジョンで「企業市民として、社会から信頼と共感を得る」ことをめざしており、これを実現するための「行動指針」として、「公開すべき情報については、事実を正確かつ迅速に開示する」ことを定めております。

具体的には、経営企画部担当役員を情報管理責任者とし、社内・子会社の情報収集および所定の基準にもとづく適時開示に努めております。

愛三工業のコーポレートガバナンス体制



【適時開示体制の概要】

